

誰にでも襲いかかる病気の恐怖。「気付いたら手遅れ」を避けるためには予防が不可欠です。現実から目を背けず、まずは自分自身の体を正しく知ってください。

健診

Kenshin

「個別健診」と「集団健診」の違い

GROUP	SINGLE
集団健診 P.18	個別健診 P.17
年2回、金田会場(6月)と方城会場(10月)で行う集団健診。今回は「方城会場」での申し込みを受け付けます。	年間をととして、いつでも希望日に受けることができます。
>会場 方城保健センター	>会場 コスモス健診センター
>健診日 10月17日金～20日月	>健診日 6月～1月の月～金 祝日、盆、年末年始は除く。
>集団健診のポイント ① 土日の健診(18日、19日)があります。 ② 「子宮がん検診」を受けることができます。	>個別健診のポイント ① 胃がん検診を「レントゲン」と「胃カメラ」の2種類から選べます。 胃カメラは、コスモス健診センター独自の健診項目。

生活機能評価【65歳以上で介護認定を受けていない人へ】

「生活機能評価」は、筋力などの運動機能や口腔機能、栄養摂取などの状態を知るための検査です。65歳以上で要介護・要支援の介護認定を受けていない人が対象で、該当者には町が行う「個別健診」または「集団健診」を受けられる際に、問診や診察、身体計測、血圧測定、口腔機能チェックなどの「生活機能チェック」を受けていただきます。その結果により、一定の基準を満たし医師が必要と認めた場合は、「血液検査」「心電図検査」を受けていただきます。また健診の結果から、一人ひとりに適した介護予防に関する教室などをご紹介します。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料の新たな軽減措置等について

7割軽減のかたが8.5割軽減に

所得の少ない人に対する均等割の軽減割合を拡大しました

保険料の均等割が7割軽減となるかた(世帯の被保険者と世帯主の合計の総所得金額等が33万円以下)について、その軽減割合を8.5割(年額7,500円)に拡大しました。すでに7月の保険料算定において実施しています。

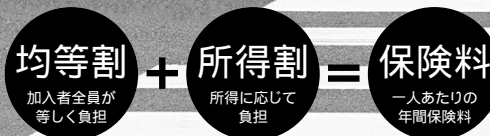
軽減後の保険料の均等割額(年額) ▶ 7割軽減 15,280円 ▶ 軽減割合を拡大 ▶ 8.5割軽減 7,500円

総所得金額等が91万円以下の人は所得割額を50%軽減する方向で検討

所得割額の軽減について

平成19年中の総所得金額等が91万円以下のかたは、所得割額を50%軽減する方向で現在検討しています。所得割額の減額については、決定次第お伝えします。

軽減の対象となる人に対し、あらためて再計算した「保険料額決定変更通知書」をお届けします。
 【対象例】年金額が211万円までの人
 (公的年金収入のみの場合)など

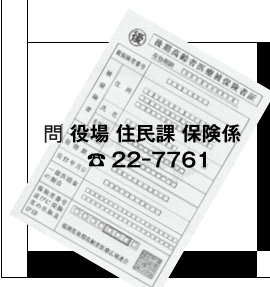


長寿医療制度および国民健康保険料(税)の徴収について

「年金天引き」が「口座引き落とし」へ変更可能に

保険料のお支払い方法の変更について

年金からの保険料徴収(特別徴収)については、次の場合、申し出により口座振替へ変更できるようになりました。
 国民健康保険の被保険者であった人で、保険料(税)を直近2年間、滞納なく確実に納付していた人
 年金収入が180万円未満の人で、世帯主または配偶者の口座から振り替えできる人
 これに該当するかたで保険料支払い方法の変更を希望されるかたは、役場住民課で手続きをお願いします。
 【手続きに必要なもの】被保険者証、金融機関への届出印、通帳
 65歳から74歳の国保に加入する世帯主の年金からの保険料徴収についても同様の扱いとなります。



後期高齢者医療制度加入日の前日まで被用者保険の被扶養者だったかたへ

被用者保険とは社会保険や共済組合などをさします。この場合、国民健康保険は該当しません。かつて、社会保険や共済組合などに加入し、世帯主に扶養されていたかたで、今年の9月以前に徴収が開始されている人は「被扶養者であった」と確認されていない場合があります。その場合は、お手数ですが役場住民課保険係までお知らせください。7月にお届けした保険料額決定通知書をもう一度ご覧いただき、ご確認をお願いします。

問 役場 住民課 保険係
☎ 22-7761